

告 示

埼玉県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から令和十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第千二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千四百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千七百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号、平成三十年埼玉県告示第三百三十号、平成三十一年埼玉県告示第三百十九号、令和五年埼玉県告示第五百五十号の事業地に、坂戸市大字小沼字雲雀町、字砂田、字二ツ島、字高尾名、字松ノ木、字附島、字五反田、字東谷町、字大道路、字島崎及び字堀ノ内の一部の区域を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第千四百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千七百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号、平成三十年埼玉県告示第三百三十号、平成三十一年埼玉県告示第三百十九号、令和五年埼玉県告示第五百五十号の事業地に、坂戸市大字小沼字雲雀町、字砂田、字二ツ島、字高尾名、字松ノ木、字附島、字五反田、字東谷町、字大道路、字島崎及び字堀ノ内の一部の区域を加える。